

平成29年度 第3回 匝瑳市介護保険運営協議会 議事録

日時	平成29年 11月30日(木) 14:00~15:40
場所	市民ふれあいセンター第3会議室
出席委員(50音順・敬称略)	石和田秀雄、江波戸久元、江波戸美代、鎌形春枝、鎌形廣行、熊切茂、小関敬人、佐々木寛子、澁谷晴夫、鈴木日出男、高司金行、福島俊之、守一浩
欠席委員(50音順・敬称略)	木内千鶴、田向寿子、英香代子
事務局	高齢者支援課 塚本課長、山崎副主幹、磯部副主幹、伊東主査、倉地社会福祉士、木内保健師
コンサル	株式会社政策基礎研究所 和田、廣松
次第	1 開会 2 あいさつ 3 議事 (1) 第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について ア 高齢者等の現状について イ 基本理念と計画策定の考え方について ウ 高齢者福祉施策の推進について エ 介護保険事業の推進について (2) その他 4 閉会
資料	・第7期匝瑳市高齢者福祉計画 介護保険事業計画(素案) (資料)

<会議内容>

1 開会

事務局が開会の宣言と資料の確認を行った。

2 あいさつ

鎌形会長があいさつを行った。

(会議の成立報告)

事務局から会議の成立について報告を行った。

3 議事

(1) 第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について

ア 高齢者等の現状について

資料に基づき、事務局及びコンサルから説明を行った。説明後、議長から質問、意見等を求めるも発言はなかった。

イ 基本理念と計画策定の考え方について

資料に基づき、事務局及びコンサルから説明を行った。説明後、次のとおり質疑応答等が行われた。

<質疑応答等>

委員：施策体系の中で、ひとり暮らしの高齢者の見守りネットワークの構築ということで、ひとり暮らしの高齢者を見守る仕組みづくりということだが、どのような施策をやっていくのか、向こう三軒両隣を見守るとか、そんな施策をしていくのか。まだ具体性はないのか。

事務局：それは第4章の方にあるので、そちらでやった方が良いかと思う。

委員：では、そのとおりに。

委員：35ページの4の日常生活圏域の設定ということで、本市は市内どこでも自動車ですら30分程度で移動が可能であるというが、逆に言えば、自動車じゃない、歩きや自転車だと、とてつもない距離、時間がかかる。今、警察も高齢者の免許の更新に対して、かなり厳しくなっているし、免許証の自主返納等言っているが、例えば、うちに来る患者さんが、朝8時のバスに乗って、来るのに1時間かけて、ぐるっと回ってくる。車なら10分で来るのが、1時間かけてバスに乗って来て、帰りのバスまで2時間待たなければいけない。交通弱者に対して、現在のところ施策がないということがある。松戸市等では、コミュニティーバスがすごく発達していたり、元気なシニアの方がボランティアというか、それが法的にどうなのかということだと、勉強不足で申し訳ないが、病院に通院するのを援助しなければ病院に行けなくなってしまふ。それで、糖尿病や高血圧が悪化して、虚弱がどんどん進んでしまふということがある。介護保険を受けている方に関しては、通院を補助する介護タクシーだか、そういうのを利用して通院できたりするが、逆に、元気で、介護保険の対象外の方で交通手段がない方だと、例えば、飯高の辺りだと、市内に出てくるまで結構な時間がかかってしまふが、そのようなところを市は、今後どのように考えているのか。次のところにも関連するところで、次のところで説明があるのかもしれないが、そこを少し考えていかないと、高齢者が増えて、交通弱者の高齢者がどんどん増えていく中で、その問題を少し考えてくれた方が良いのではないかと思うが。

議長：今、交通弱者の件で質問があった。次の議題とも関連するが、事務局の方はいかがか。

事務局：今、行っている施策としては、市内循環バスの説明があったかと思うが、こちらは、環境生活課が行っており、その意見としては、市内循環バスは高齢者のみに特化しているわけではなく、学生も使うというところがあり、そのため、一部の人には使いづらいというか、どちらの立場でも何か中途半端なものになっているところがある。それで今、始まっているのは、それを補う形として、75歳以上の免許証を返納した方にはタクシーの助成を始めたところであるようだが、そちらにしても、初乗り分の730円を補助するのみということなので、やはり、この圏域で考えると、飯高とか遠いところは、タクシー代金で730円補助されても、なかなか、頻繁に利用は困難ということで伸びて

いないと聞いている。

委員：5,000円くらいかかるだろう。

委員：成田市等でも免許証を返納すると、タクシーを100円でほとんど使える。あそこは空港があつてお金があるから。だけど、免許証を返納した人だけに限っている。もともと免許証を持っていない人、夫が持っているから、妻は免許証を持ってない。夫は免許証を返納したから100円でタクシーを乗るが、妻は、もともと持ってないので普通の料金を払わなければならない。そういうこともあり、免許証を返納した人はタクシー初乗り730円免除するけど、もともと免許証を持っていない人、かわいそうではないか。

事務局：考え方として、返納のための制度ではなくて、循環バスを補完するための制度なので、返す、返さないというのはない。

委員：それは、うちの制度か。

事務局：成田市ではなく、匝瑳市としては、そういう形になっている。

委員：成田市だと運転免許経歴証明書を見せるとタクシーが安くなるということをやっているように聞いている。松戸市なんかもたしかやっているが、匝瑳市は。

事務局：匝瑳市の場合は、免許証の返納とは考え方があくまでも違うようで、市内循環バスの補完するためなので。

委員：でも、バスもすごい不便。だから、その不便さを、不便だなと思っているのではなくて、もっと建設的に考えないと。

事務局：全く別制度で、オンデマンドタクシーというのをやっている自治体もあるようである。最初に予約制で、そこに乗り合わせていくというような感じでやっている自治体もあるというところではあるが。そうすると、今すぐにできない理由としては、市内循環バスがあり、タクシーの助成をして、更にまたオンデマンドのタクシーを始めるとなると、いろいろ事業が複雑になってしまうところもあり、簡単に増やせない。そうすると、では循環バスを減らして、それにしようかということの議論を始めなくてはならないが、先ほど話したように、循環バスは高齢者のみのための制度ならば、循環バスをやめてオンデマンドのタクシーを採用しようかという議論にもなってくるが、循環バスを廃止すると、それで困ってしまう方が現れるので、匝瑳市としては、そういう段階であり、高齢者支援課の立場としてはそういう状況である。

委員：循環バスの稼働率というのは、結構良いのか。学生とか、一般の方とかが何人くらいの方が乗っていて、利用されているのか。

事務局：手元に資料がないので、申し訳ないが、そう多くはないと思う。

委員：関連で。免許証返納した人への初乗り料金の助成は何回もできるのか。それとも、75歳以上の人に助成しているのか。年間で何枚か。

事務局：月に2枚である。

委員：では、障害者制度と同じ。障害者制度は月2枚である。ただ、交通弱者ということを考えて、街中の人には良い。だが、委員がさっき言ったように、飯高とかは、例えば500円とか、初乗り料金でどこまでも行けるとか、そういう逆の制度を考えてはいかがか。よろしくお願ひしたい。

- 委員：タクシーも乗らないでいるよりは、ガソリン代よりも少し儲かっている方が、駅でずっと待っているよりは良いのかなと思う。
- 委員：地域層を考えて不便なところが本当の弱者である。だから、初乗り料金でどこでも市内なら、病院に行けるとか、そういうことである。
- 委員：ただ、飯高のどこかに朝の9時なら9時に集まって、8人ならタクシー2台で、城之内医院に行く人は城之内医院まで行く、福島医院に行く人は福島医院まで行く、渋谷歯科まで行ける人は渋谷歯科まで行くみたいな。
- 委員：良いアイデアだと思う。よろしくお願ひしたい。
- 事務局：先ほどの委員の意見、それはどこかの議論に上がっているかと。要するに、圏域で統一運賃というようなこと。ところが、タクシーも既存のタクシーを使うということになると、現行の法制度で縛りがかかっているようで、今のままではできないということになる。要するに、タクシーの料金でも、下限が定められているので。
- 委員：違う。助成をするということである。タクシーを500円でやれとか、そんな話ではない。500円とか、700幾らで、足りない分は1,000円とか何とか市で乗せれば良いではないか、制度として。だから、それは高齢者支援課といわず、制度としてやる場合にはそうなるのではないか。
- 委員：あとは、65歳くらいでリタイアした人で、車の運転が大丈夫な人が何がしかの報酬を得て運転する。これは法的に可能かどうか。
- 事務局：それは、新しい総合事業ということで類型がいろいろあるが、訪問型サービスという中で、ボランティア主体による訪問型サービスDというタイプがあるが。要するに、住民がボランティアで送迎したものに対しても、介護保険が一部補完する形で、援助とって良いのか。一応、国からの例示としては、そういった事業はある。あるけれど、匝瑳市としては、まだそこまで取り組めていない状況である。また、先進地でもあまり例はまだ出ていない。こういったものが全くないわけじゃないが、匝瑳市としては、今年から総合事業が始まったということもあるので、まだそこまではしていない。
- 議長：いずれにしても、この介護保険の計画、また、高齢者の計画については、全庁的な、事務的な検討会や作業部会等に、今の意見をぜひ反映させてもらいたい。これから重要な部分ということで、ひとつその意見も、そういう部会で進行状況確認する中でお願ひしたいと思う。

ウ 高齢者福祉施策の推進について

資料に基づき、事務局及びコンサルから説明を行った。説明後、次のとおり質疑応答等が行われた。

<質疑応答等>

- 委員：さっき質問した、ひとり暮らしの高齢者の見守りネットワークの構築については、それなりに幾らか書いてあるか。
- 事務局：52ページにひとり暮らし関連の事業として挙げているが。
- 委員：これは事業者任せのものではないのか。

事務局：あんしん見守りネットワーク事業については、事業者と協定を締結しているものである。

委員：だから、いろいろな事業者と契約しているものだよ。郵便局とかに、配達時には見てくれとか。本来のネットワークづくり、見守りネットワークづくりというのは、隣近所とか、そのネットワークを作らないと、本来のネットワークづくりはできないのではないかな。

事務局：行政としては、特にそこまでは踏み込んだ事業は行っていない。

委員：これは単に、そういう事業者に契約したり、委託したりとか、そういう事業だけね。

事務局：そうである。

委員：だから、本来のネットワークづくりではないよね。地域としてのネットワークづくりではないよね、これ。だから、田舎では難しいが、オオヤマ団地等では、すごいネットワークづくりをやっている。団地だからできるのだが、そこは、この話は2度聞いたことがあるが、誰でも皆が自治会費を払うというようなところだが。そこでは、次の日に新聞がそこに挟まっていたら、もう連絡するということで、もう14年間、1人の孤独死もなしという自治会である。九十九里ホームの会議でも聞いたし、もう1回、2回聞いて、そのとき現場も見に行った。あれは飯高社協で行ったのだが、すごいところである。田舎ではなかなか難しいが。今、隣近所が田舎でも結構疎遠になっていて、それでいてひとり暮らし。大体、匝瑳市に1人、又は高齢者2人というのは、約2割くらいの世帯数がある。そういう中で、1人で亡くなっている。たしかにうちの方で50軒しかないが、そこでも、私が民生委員を10年やっている中で、3件、1人で亡くなっていたことがある。3日も4日も気が付かなかったことがあるので。郵便局であれば局長とかがやるだろうが、今、郵便の配達員はパートが多いので、なかなか気が付かないことがある。なので、隣近所で近くの人が見守りできるような、本来の見守り体制づくり、もしやれるのであれば、お願いしたい。

委員：53ページの(4)だが、避難行動要支援者の把握と対策。これ、たしか何年前かに、社会福祉協議会の方で福祉課から依頼を受けて、作った覚えがあるが、それは生かされているのか。

事務局：こちらは、担当課が3つ書いてある。今、その名簿は福祉課の方で、社会福祉協議会が作ったものは把握しているが、法律が変わったので、また新たにやるということで、新規の事業として捉えている。

委員：それと、その下の文章、「要介護高齢者等の災害が発生した」というけれども、何かおかしいような気がするが。

委員：良いのではないかな。これは主語だから、「する人」までが全部。

委員：今は、避難者名簿は、社協で毎年更新しているよね。

委員：それ以外に、法律が変わって作り変えるだって。

事務局：社協の作っているデータと、今法律が変わったというところも含めて、こちらに載っている総務課、福祉課、高齢者支援課というところで、それを基にし

て、そこは全く別物ということではなくて、そのデータを入れて台帳を作ると
いうことで、新規というか、そこを基にして作るということになる。

委員：ただ、あれを作るときにいろいろ地域で問題があつて、民生委員が協力する
とか、社会福祉協議会の役員が協力するとか、プライバシーがあるから、それ
以外の人はやってはだめとか、いろいろあつた。ある地区社協では行政に一切
使わせない、そういうところもあつた。私のところも来たが、消防の関連で、
防災で何かあつた場合に必要だから消防に何部欲しいとか、地区の駐在所も必
要だから何部欲しいと言われて、それは協議会の方で協議して出しているところ
もある。それから、地区によって、今言った見直しをやっているところもあるし、
やらないところもある等、いろいろだと思う。それを中心にやると、またその差
が出ると思う。だから、やり直すなら完璧にもう1回やり直した方が
良いと思う。

事務局：データの的なものは利用させていただいて。

委員：だから、そのデータを作るときに、プライバシーがあるから行政は出しませ
んよと、地区独自で委員が個別に回ってやったり何かしていたのがある。その
データには、どこの病院に行っているとか、何の薬を飲んでいるとか、かなり
の詳しいことが入っている。なので、それを出すことによって、プライバシー
がだめだから、どこにも出さないという地区もあるし、いろいろである。だから、
それを基に作るということなら、地区の許可を得ないと、昔からやっている人から
「何やっているんだ、お前ら」と怒られるであろう。それは、やる
ときには注意してやっていただきたい。

事務局：従来のものは、恐らく困っている人を、名簿を作って、こういう人だという
対象者名簿で終わっていると思うが、今回、新しくなったというのは、個別計
画というところが新しくなっている。対象者がいるだけではなくて、当然、同
意書とかも交わすと思うが、対象になった方に、直接「あなたはどのような経路
で逃げますか」とか、「もし何かのときは誰に連絡しますか」というのは、要す
るに、書面よりもコンピューター上で、もっと踏み込んだ名簿を作るというこ
とになってくるので、そこでの話になってくると思う。個人情報を漏らしたく
ないというのは、あくまでも本人との個別計画を作るときに同意するかどうか
という形に。

委員：その調査、誰がやるの。市役所の職員がやるわけ。それは必ず民生委員なり、
誰かに依頼してやるんでしょ。職員が全部、一戸一戸回って歩いて調査するの。

事務局：この計画、まだできていないので、私が今言つて良いか分からないが、まだ
未定ということになってしまうかと。頼むことにはなると思う。

委員：だから、そういうことやる場合に、地元の民生委員なり、いろいろな役所の
人とよく相談しないと、最初作ったときはそういうことだったので、「今度はお
前ら自分でやるのか」ということで、これはかなり大変だと思う。だから、そ
の辺を注意していただきたい。

事務局：はい。

委員：それで、災害時要援護者マップ。10年近く前に飯高地区独自でやった。社

協独自でやった。それをまねて、4年後くらいに福祉課がやって、それを福祉課の事業としてやって、社協に全部丸投げしたんですよ、結局。今、社協でも毎年更新をしている地区が結構多い。災害時要援護者マップ、それはきちんと飯高が始めるときには、個人の同意を得て、判子をもらって、支援員を2、3名頼んで、そういう形でやった。だから、皆本人の同意を得たマップである、災害時要援護者マップは。それだから、入っていない人もいる。高齢者で実際に援護が必要な人も。結局、本人の同意が得られない場合には入れてなかった、個人情報なので。それで、駐在か何かに皆渡してある。だから、それとダブって、また同じことを民生委員に頼むと怒られる可能性がある。「同じこと、またやるのか」となる。今まで災害時要援護者マップづくりはやっているのだから、それでまた同じようなことやろうとしたら、「何だ、ばかなこと2回やるのか」となる、同じことをやれば。民生委員とか、社協の福祉委員という人に頼んでやったら。やったことを二重にやる、同じようなことダブってやると、おかしいことになる。

委員：やることに反対ではないが、やり方に注意しないとトラブルが生じるであろう。

委員：やり方をうまくやらないと。それで、社協には福祉委員も今は作ってあり、その人たちも、皆協力しているから。民生委員と福祉委員とでやって、今度また高齢者1回だけやった。皆ごちゃごちゃになってしまわないか。

議長：現在の名簿はかなり苦勞して作っている。要は、民生委員の顔で、信頼関係で作っている。中には、出たくない人もいる。実際、名簿に入っていない人もいる。だけど、なるべく入っているその人は、民生委員がかなり苦勞して作っているという状態である。だから、その取り扱いには、十分今注意して取り扱っているけれども。

委員：前の話だけど、高齢者のひとり暮らしの見守りのことで、業者が、3業者が18事業者まで増えたということだが、具体的にどんな業者なのか分かるか。いわゆる、こういう人が、今、協力してやっている。恐らく、配達指定とか、そういう形の業者が多いのではないと思うが、具体的に分かるか。教えられないか。

事務局：手元に名簿がないので、はっきりとした事業者は言えないが、先ほど言った、郵便局も加盟しているし、あと、新聞業者、東京電力、検針があるガス等の事業者。直近で今進めているのは、薬局の方がぜひということで、これは訪問医療ということで、薬の配達とかがあるので、協力できるということで話を受けている。

委員：2つ伺いたいが、44ページの地域包括支援センターの機能強化というところについて、旭市は、来年度から地域包括支援センター、今、1つしかないが、3つに増えるよね。匝瑳市では、現行のまま1つで、匝瑳市役所でいく方向でいくのかということが1つの質問。もう1つは、57ページの要介護認定の適正化というところで、認定審査会の会長というところで、今、5つの合議体があるが、1つの合議体が5人でやっており、月に1回あるが、1回の会議に審

査に上がってくる件数が35件。年度末とか非常に多いときは40件になる。そうすると、水曜日か木曜日に資料をもらうが、土日はほとんどそれを見るのに潰れるということで、合議体数を増やすとか、何かそういう計画というのは考えてはいないのか。

事務局：地域包括の関係については、現時点では、市に本体というか、委託に出さないうで直営でというように考えている。

事務局：合議体数に関しては、今、たしかに合議体での審査件数が大体35件から40件あり、今年度当初については、認定申請件数の増加もあったことも影響して、各合議体とも2回ほど45件ということで審査をお願いした。県の方から介護保険事業の技術的助言ということで、私どもの方に来ていただいたときに、全国の状況等を見たときに、匝瑳市の認定期間は比較的12か月が多いが、全国的には認定期間が24か月のものが3割くらいあるということもあったので、審査会の委員にも少し話をさせていただき、状態が安定しているのであれば、24か月と認定期間を長くとっていただいかまわらないという話をさせていただいた。また、今、国の方でも、認定期間について、最長で36か月ということも検討しているので、認定の申請自体は増えているが、期間が伸びた件数が増えている状況もあるので、審査の件数が一時的には増えたが、今後、ある程度落ちついてくるのではないかなと思っているので、現時点では、5合議体からの変更は考えていない。委員については、関係団体や組織の方に、委員の推薦をお願いしているので、合議体を増やすということになると、推薦してもらっている団体等とも協議等が必要となってくる。委員の任期は2年なので、次の2年間については、このままの合議体でいきたいと考えている。

委員：適正化についてであるが、1回の合議体の審査件数がどのくらいが適正かというのではないのか。45件あったときは、さすがに疲れたので。

事務局：45件は多いなと思う。35件くらいが適正なのではないかと思うが。

議長：24か月というのもやっているの。それとも今12か月でやっているの、実際に。

事務局：更新申請の有効期間の上限は24か月になる。

委員：縛りがあって、介護から介護や支援から介護だと原則は12か月で、最長は24か月。そういう縛りがあるので、ほかの合議体も。

事務局：状態が安定していて、長期間介護度が変わらないと見込まれるのであれば、長めの設定をということで、今年の初めぐらいから、そういう話になってきているので、来年度の状況はまた見ながらということになると思う。

委員：2点ほどお願いします。48ページの集いの場づくりの推進だが、ここで飯高デイサービスセンター内の地域交流スペース等としてあるが、これは、高齢者支援課の事業じゃないよね。

事務局：高齢者支援課の事業ではない。

委員：これは、九十九里ホームに好意でスペースを作っていただき、飯高の社協と主体で利用させていただいているが。ここにこう書いてあると、こういうものを市内全域に高齢者支援課で作っていくのかとか、これ、そのままだと飯高の

交流スペースが高齢者支援課でやっているとの受け取り方をされる。飯高をモデルとして、匝瑳市全域でやるのか。それともう1つは、介護保険が30年度からいろいろと改正点がある。主な改正点、多分4点ぐらいだと思うが、それについて詳しく説明をお願いしたい。

事務局：この48ページの集いの場づくりの推進ということであるが、これはこの高齢者福祉計画の中で、相当前の計画から、この集いの場づくりについては触れられているところだった。その中で使われている言葉が、老人憩いの家という、昭和50年より前ぐらいのそういった法律で、たしかに、市町村によっては、憩いの家というものがあるところはあるのだが、最近、建て替えというか、老朽化とともに、なくなっている傾向である。そういった全国的な流れでなくなっている憩いの家を作るということで推進するのは、計画の中で、実際に作らないものを載せるのはいかがなものかと思ひ、その言葉を省きたかったが、その中で、この地域交流スペースの言葉が一番正しいかどうかというのは、委員の意見のとおり、どうかというのものもあるのかもしれないが、理想とする形としては、こういった何かに併設するものが、できるものなら良いのかなということ、このような書き方をさせていただいたところである。大変申し訳ないが、今、どこの地区にこういったものというビジョンというか、具体的な計画はない。

委員：1つある。また、九十九里ホームが、今度特養を作るが、そこに、もう地域でコミュニティーをやっている。

事務局：飯倉駅前の部分。

委員：そう。あそこを今度作る予定で、豊栄地区の人たちと、もう話し合いをしているので、また1つできる。そういう地域交流スペースというのが。九十九里ホームで。

事務局：承知している。それはまた、この次節の匝瑳市版生涯活躍のまちの推進の方で。

委員：これだと、高齢者支援課がやっているみたいなので、民間がやっているとか、そういう表現にしたらどうか。

事務局：第6期計画では担当課を載せてなかったが、今回の計画から担当課を載せようとしたときにどこかが窓口にならないといけないということで、こうさせていただいている。

議長：進行します。もう1点あったね。

事務局：介護保険制度改正、主な点ということで、まず1つが、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化ということ。それから、医療と介護の連携の推進。この中で、新たな介護保険施設ということで、日常的な医学管理や看取りターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設として、介護医療院費の創設。それと、高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするための共生型サービスの創設。それと、介護保険制度の持続可能性の確保のために2割負担者のうちの特に所得の高い層の3割負担ということ等である。

委員：3割負担というのは幾ら以上で2割負担は幾ら以上か。
事務局：年金収入280万円以上が2割負担で、344万円以上が3割負担である。
委員：あとは1割ということね。
事務局：そうである。
委員：所得は年金収入と合算されないのか。
事務局：される。いろいろな所得がある場合には、またそれで判定する。
委員：一緒に合算されるよね。それと、今まで九十九里ホームの障がい者施設が今度の改正によって共生というのか。そうすると、あそこに住んだまま介護されるようになって住めるということになるよね。共生化ということで。そうだよね。
委員：そこまでは、まだ決まってないと思うが。
委員：まだ決まってないのか。文章を見ると、そのようなこと書いてあるが。
委員：在宅の利用者がどちらのデイサービスも、どちらで受けても良いというような形ではなると思うが、入所施設の場合には、まだそこまでの話はちょっと聞いてない。
委員：これ、共生化の文章を読むと、そう解釈できるような。
委員：そのサービスというものの意味が、在宅なのかなというように、私たちは。
委員：そうか。私はつい入所と考えてしまった。そのまま障害者施設にいる人が介護が必要になった場合に、そのままそこにいられるというように。
委員：そうなれば非常に良いと思う。
委員：特養の方に移らなくても。いろいろな文章見ると、そう私は解釈したのだが。
委員：今、非常にそこがグレーゾーンなわけで。
委員：そうすれば、すごく良いなと思う。共生化という。私はそう解釈したのだが。
事務局：具体的なことについては、まだ厚生労働省から通知等はされていないので。
委員：まだ出ていないのか。
事務局：ただ、これからそういう方向になるという。
委員：30年度になるという。
事務局：現時点では、まだそういうことだけだと思う。

エ 介護保険事業の推進について

資料に基づき、事務局及びコンサルから説明を行った。説明後、次のとおり質疑応答等が行われた。

<質疑応答等>

委員：今のところだが、73ページ、74ページのここに「調整中」という用語と、それから「調整前」、「調整後」という用語があるが。この調整後って、もう終わっていて数字が示せるということか。

コンサル：74ページに、調整前、調整後という部分は、数字を調整中という意味ではなく、この算出の手續として、まず(1)で調整前の数字を示し、(2)を経て(3)で調整後の数字を示すという手續の説明となっている。

事務局：この保険料の試算の調整前というのは、まず給付費見込額から、先ほど説明した、保険料で集めなければならない金額を延べ人数で割った額が、この調整前というものである。その後、(2)で介護給付費準備基金の活用というのがあるが、ここで介護給付費準備基金を活用すれば、これだけの抑制効果があるということで、その抑制を図った調整後の第1号被保険者の保険料がこれになるというのが(3)ということになっている。

委員：説明のための言葉じゃなくて、これは文章として残るのか。

事務局：そうである。

委員：了解した。

議長：最後の74ページ、保険料算出だが、一番関心があるところだろうと思うが、ここで、保険料を算出する場合に、まず、基金というか、積立金を取り崩し、もう29年の3月末現在の積立金、これ、分かっているのか。

事務局：見込みは出ている。

議長：見込みは、大体、どのぐらいか。

事務局：正確な数字はすぐには分からないが、2億1,000万円程度だと思う。

議長：それで、4の調整中の9番。⑨、一人当たりの保険料基準額の年額ということで、⑦割る収納率98%で、また⑧で割ると。そうすると、前の60ページの方で、第1号保険者の第7期の数が30年、31、32年というようなことで数字が出ている。1万2,150、1万2,234、1万2,316と、合計すると3万6,700人、人数が出る。そうすると、⑦の22億2,830万に収納率を割って、それを⑧で割る、3万6,700で割ると、これは60,717円になる。それを12か月で割ると5,060円。5,060円、5,000円。現在、6期では4,600円。そうすると、5,000円程度になる。それで、今言った基金、2億1,000万くらい。基金の取り崩しをすると安くなる。仮に1億ざっくり取り崩した場合に、その3万6,700人、延べで割ると227円になる、1億円崩すと。これに充当すると、220円安くなる。そうすると、4,800円くらいになる。そこで伺いたい、恐らくこれからいろいろな調整、近隣との調整、県との調整、また議会との調整、いろいろあると思うが、一番関心のあるのは、ここだと思う。それで、ざっくり基金の取り崩しも含めて、どのくらいを今考えているのか。恐らく上限だと4,900円、5,000円を下回るというようなことだろうと思うが。その辺、お考えがあったら伺いたいと思う。

事務局：議長、御自分で計算されて、この間だろうということで、今お話しいただいた。今の話にもあったとおり、まだ、市長、副市長と協議をしていない。基金の取り崩しについても、まだ協議をしていない状況なので、具体的な数字という、なかなか難しいところもあるが、今、議長が話した範囲の中でという形になるのかなとは思っているが、まだ内部でも話をしていない状況で、数字を言えないというところになるので、御理解いただきたい。

議長：この範囲内に入る。その根拠等はあるか。

事務局：そこも含めて補足をさせていただく。先ほど、議長の方から第1号被保険者

の数、単純に足したらという話があったが、保険料には段階の設定があるので、これが必ずしも1人が1にはならない。匝瑳市の場合、これを調整していくと、たしか、被保険者延べ人数は、この人数より小さくなる。

議長：もっと高くなる。

事務局：そうなる。実際問題として、そういう状況にある。要するに、第5段階の人なら、それは1なのだが、第11段階の人は1.9と数えるし、第1段階の人は0.5と数えるので、必ずしも1人が1という数字ではいけないということが、まず1点。それと、この給付の見込みについても、若干、前の時点の数字がこちらには載っているのですが、最新の数字が必ずしもこの数字ではないというところがあるので、どの辺の幅かというのは、なかなか今の時点では言えない。今、議長の言った幅の中に必ず入るかということ、なかなかそうでもないなという感じはする。

議長：そうすると、仮に5,000円を超える場合もある。

事務局：今日の時点では、まだ試算が出ていないので。私どもの考えとしては、これから相談もするが、基金を取り崩しながら負担の増加を抑えたいというようには考えている。

議長：分かった。それだけ聞ければ良い。実際に、今、年金だとか、いろいろな税だとか、いろいろと負担が重くなってきている、負担になってきているという中で、年金からの支払いというようなことで、できれば、その負担を少なくするという言葉をつないで、1つこれから調整をしてもらいたいと思う。

委員：介護保険料は何段階あるのか。

事務局：匝瑳市は、現在11段階である。

委員：最低額は幾らか。

事務局：月額だと2,070円から。

委員：2,070円って生保の人か。

事務局：生活保護等と非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人が2,070円。

委員：最高額は。

事務局：最高額が月額8,740円である。

委員：そんなに高額なのか。

事務局：本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人ということになる。

委員：1,000万、減多にいないか。分かった。

議長：その他、よろしいか。総括的なことで何か御意見あればお願いしたいなど。

委員：私、旭匝瑳医師会の会長職をやっているが、この介護保険に関しては、非常に旭市の方で、匝瑳市の方でも大変なところがある。2025年問題が一番、今、問題になっている。そこで、患者の流れも病棟から在宅へと、どんどんこれから加速されて、介護保険の方に流れてくるのではないかなと推測されるわけだが、その中で、医師会も在宅医療、そして、介護保険の皆さんと多職種連携を通じて、在宅を何とか守っていこうかというところで、いろいろ行政の皆

さんとも話し合いを持っているので、ぜひ、この多職種の民生委員の皆様も、社協の皆様も含め、医師会の多職種連携で協力して在宅医療を守っていききたいなど思うところなので、どうぞ、よろしくお願ひしたい。

議長：それでは、議題の方は全部終了したが。

委員：計画書はこれで審議は終わりか。

事務局：一旦、今日の議論を踏まえて、素案としてはまとめさせていただく。この後、その他で説明しようと思っていたのだが、説明してよろしいか。

議長：いや、ちょっと待っていただきたい。

事務局：後で、また説明させていただく。

委員：というのは、こういう計画書は、製本して、配った後に、数字なり、字句の訂正というと、正誤表がある。あれはすごい信用を落すので、そういうことのないように、よく最終段階までに数字とか、字句を見直して、製本していただきたいと思う。要望である

議長：これは、いろいろな団体のこれからの話し合いというか、意見を踏まえながら、行政の方も、ひとつこれから高齢者計画、また、介護保険計画ということで、その推進に取り組んでいってもらいたいと思う。それで、本日、各委員から、御意見をいただいた。また、その内容については、事務局と私の方に、お任せをいただく格好にさせていただければなというように思う。要するに文言調整について、その辺御理解をいただきたいと思う。それについて異議はあるか。

(異議なしの声)

議長：それでは、お任せをいただくということで、これから進めていきたいと思う。続いてその他ということで、よろしくお願ひする。

(2) その他

事務局から、今後の計画策定の流れについての説明と次回の運営協議会は2月後半に開催を予定しており、場所等の詳細は追って連絡する旨の説明を行った。

4 閉会

議長が閉会を宣言した。